

郡山市食品衛生法第6条違反に係る行政処分取扱要領

改正 令和4年9月1日

(目的)

第1条 この要領は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第6条の規定に違反した場合の法第60条第1項に基づく行政処分その他必要な事項について定めるものである。

(営業等の停止)

第2条 法第60条第1項に基づく営業停止の期間は、法第6条に違反した施設（以下「当該施設」という。）での食品衛生上の危害が除去されるまでの期間を予測して、1日間から7日間までと期間を定めて行うものとする。

(営業等の禁止)

第3条 法第60条第1項に基づく営業禁止は、当該施設での食品衛生上の危害が除去されるまでの期間を予測することが出来ない場合、又は違反内容が重大な場合に行うものとする。

(営業許可の取消し)

第4条 法第60条第1項に基づく営業許可の取消しは、当該施設が営業を継続することが食品衛生上極めて危険である場合、かつ社会的に及ぼす影響が大きい場合に行うものとする。

(減算)

第5条 営業停止の処分が行われる以前に、当該施設が自主的に休業するなどし、食品衛生上の危害の拡大防止等の措置を行ったと認められる場合には、営業等の停止の日数を減算することができる。

(処分の内容及び理由の提示)

第6条 営業等の停止、禁止及び取り消しの行政処分をする際は、当該処分の内容及び理由を書面により示すものとする。

(準用)

第7条 法第68条第3項に基づく集団給食施設及び許可を要しない食品製造施設等についても、この要領を準用するものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。